

八潮監告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、八潮市長及び八潮市教育委員会教育長から平成30年度定期監査（平成30年度前期分）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

平成31年1月28日

八潮市監査委員 原 寿 基

八潮市監査委員 服 部 清 二

八潮総収第883号
平成31年1月21日

八潮市監査委員 原 寿 基 様
八潮市監査委員 服 部 清 二 様

八潮市長 大 山 忍

平成30年度定期監査（平成30年度前期分）の指摘事項について（通知）

平成30年12月21日付け八潮監発第105号により提出された平成30年度定期監査（平成30年度前期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

（1）歳出関係

- ・職員の旅費において、日当の請求誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（納税課）
- ・職員の旅費において、支出伝票の作成誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（総務人事課）

（2）契約関係

- ・業務委託契約書第3条により一括再委託の禁止を定めているが、受注者の責任において再委託をする旨の文書が受注者より提出されているものが認められた。（駅前出張所）
- ・契約締結前に、デザインの校正を受注者で行っているものが認められた。（交通防犯課）

（3）臨時職員等関係

①臨時職員の賃金について

- ・賃金の支出において、出勤簿の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（リサイクルプラザ）

- ・賃金の支出において、年次有給休暇の付与漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。(道路治水課)

②非常勤特別職の費用弁償について

- ・出勤簿の記入誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(総務人事課)

2 措置内容

別紙「平成30年度定期監査（平成30年度前期分）措置事項報告書」
のとおり

平成30年度定期監査（平成30年度前期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(1) 歳出関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の旅費において、日当の請求誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。 ・職員の旅費において、支出伝票の作成誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。 	<p>日当の請求誤りにつきましては、対象職員へ説明のうえ、平成30年10月19日に不足額を支給しました。</p> <p>今後は、日当金額を確認し出張命令票を作成するよう周知するとともに、確認体制の強化に努めてまいります。</p> <p>(納税課)</p> <p>総務人事課において参加を依頼する研修について、参加した職員から提出された出張命令票の内容を確認したところ、旅費について金額の誤りが確認されました。</p> <p>そのため、その職員に対して金額を修正するよう依頼し、改めて提出を受けましたが、この修正を見え消しで対応したため、修正した金額が見にくくなり、そのため担当者が金額を見誤り、伝票作成時に金額の入力を誤ってしまいました。</p> <p>今後は、修正がある場合には見え消しでの修正ではなく、出張命令票を改めて作成し直し</p>

<p>(2) 契約関係</p> <ul style="list-style-type: none">・業務委託契約書第3条により一括再委託等の禁止を定めているが、受注者の責任において再委託をする旨の文書が受注者より提出されているものが認められた。・契約締結前に、デザインの校正を受注者と行っているものが認められた。	<p>て対応するものとします。</p> <p>また伝票の決裁時など、改めて確認を行う等チェック体制の強化にも努めてまいります。</p> <p>(総務人事課)</p> <p>受注者が業務の一部を第三者に委託するため「委託業務に関する別記事項」を発注者(市)が提出させたものであります。</p> <p>なお、受注者から提出された「委託業務に関する別記事項」について、発注者(市)として承認(意思決定)を行っていなかったため、業務委託契約書第3条第2項の承認をしました。</p> <p>今後につきましては、受注者のみで業務を実施できるか協議を行います。</p> <p>(駅前出張所)</p> <p>デザインが特注であったことから、受注できるかどうかを業者に確認するため、デザインのイメージを送付したところ、契約前にもかかわらず、デザインの校正依頼が業者からありました。</p> <p>そのため、急ぎ手続きを進めておりましたが、業者側は、契</p>
--	--

<p>(3) 臨時職員等関係</p> <p>①臨時職員の賃金について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金の支出において、出勤簿の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。 <p>・賃金の支出において、年次有給</p>	<p>約締結できなくともかまわないので、校正をしてほしいとの依頼があったことから、日付けが前後したものです。</p> <p>　　今後は、このような事態とならないよう、契約手続きの不備に至った経緯を職員に説明し、再発防止として契約手順を再確認しました。</p> <p>　　また、契約締結前に業者に連絡しないよう徹底しました。</p> <p>（交通防犯課）</p> <p>臨時職員の6月賃金について出勤簿と欠勤届との突合が漏れたため、平成30年7月13日に誤って6,650円多く支出したものです。</p> <p>　　過支出分の賃金（6,650円）については、臨時職員に経緯を説明の上、平成30年12月17日に戻入しました。</p> <p>　　今後は、臨時職員賃金支出事務にあたり、出勤簿、有給休暇簿、欠勤届の確認を徹底するとともにチェック体制の強化に努めてまいります。</p> <p>（リサイクルプラザ）</p> <p>有給休暇取得分の賃金支給</p>
---	--

<p>休暇の付与漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。</p>	<p>漏れについては、対象職員へ説明のうえ、平成30年11月15日に支給しました。</p> <p>今後は、「八潮市臨時職員の年次有給休暇マニュアル」を確認するとともにチェック体制の強化に努めてまいります。</p> <p>(道路治水課)</p>
<p>②非常勤特別職の費用弁償について</p> <ul style="list-style-type: none">・出勤簿の記入誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。	<p>総務人事課の担当職員が作成した出勤簿について、週休日を誤って記載してしまい、そのため出勤した日数に差が生じ、費用弁償の支給誤りが発生しました。</p> <p>今後は、出勤簿の作成時に担当者以外にも確認を行うなどして、確認を厳重に行うよう努めます。</p> <p>(総務人事課)</p>

八潮教総収第811号
平成31年1月18日

八潮市監査委員 原 寿基 様
八潮市監査委員 服部 清二 様

八潮市教育委員会
教育長 石黒 貢

平成30年度定期監査(平成30年度前期分)の指摘事項について(通知)

平成30年12月21日付け八潮監発第105号により提出された平成30年度定期監査の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

(1) 契約関係について

契約締結前に、受注者に仮予約を行っているものが認められた。(教育総務課)

見積書徴取業者の選定、仕様書の内容、契約締結後の進行管理が不十分であったため、最終的に受注者から作業不能届が提出され契約解除となったものが認められた(図書館)

(2) 臨時職員の賃金について

賃金の支出において、時間外勤務における割増賃金の計算漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。(公民館)

2 措置内容

別紙「平成30年度定期監査(平成30年度前期分)措置事項報告書」のとおり

平成30年度定期監査（平成30年度前期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>契約締結前に、受注者に仮予約を行っているものが認められた。 (教育総務課)</p> <p>見積書徴取業者の選定、仕様書の内容、契約締結後の進行管理が不十分であったため、最終的に受注者から作業不能届が提出され契約解除となったものが認められた（図書館）</p>	<p>各学校の吹奏楽担当教諭には、楽器運搬は、契約金額が規定により2社以上から見積もりを徴し、見積合わせが必要であり、契約決定業者でないと運搬依頼が出来ない事を説明しました。また、楽器運搬の予約が必要な時は、教育総務課に相談するよう指導いたしました。</p> <p>受注者から作業不能届が提出され契約解除となった原因につきましては、履行できる業者の選定、仕様書の詳細な内容の記載、受注者に対する契約締結後の進行管理が不十分であったことによるものです。</p> <p>至急、修繕を実施するため、契約解除直後に、再度別の業者を選定して契約締結し、修繕を完了させました。</p> <p>今後につきましては、契約を発注する際、見積書徴取業者の選定において、実績の調査等を十分行うとともに、仕様書についても、十分な検討のもとに作成します。</p> <p>また、期間内に契約を履行できるよう、契約締結後、必要に</p>

賃金の支出において、時間外勤務における割増賃金の計算漏れにより、支給額を誤っているものが認められた。(公民館)

応じて工程表を活用し進行管理を係内で共有し、契約履行完了まで管理を継続することで、再発防止に努めます。

賃金の支給額の誤りが生じた原因につきましては、原則時間外勤務はさせないところ臨時に勤務することになってしまいました。時間外勤務命令簿を作成していなかったため時間外勤務を把握できず支払いが漏れてしまいました。

今回の支給額の誤りにつきましては、再度、出勤簿の確認を行った上で、時間外勤務命令簿を作成し記入して貰い、12月1日に適正な処理を行いました。

今後につきましては、時間外勤務にならないよう注意し、改めて「八潮市臨時職員の任用、勤務条件等に関する条例」について、係内職員に徹底するとともに、複数の職員により十分な確認を行い、再発防止に努めます。